

○飯島町自動車急発進防止装置取付費補助金交付要綱

令和 2 年 3 月 24 日

告示第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高齢運転者の交通事故を抑制するため、自動車の急発進防止装置の取り付けに要する経費に対し、予算の範囲内において飯島町自動車急発進防止装置取付費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、飯島町補助金交付規則（昭和 36 年飯島町規則第 3 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 急発進防止装置 自動車の停止時又は徐行時において、アクセルペダルが急激に踏み込まれた際に急発進を抑制し、若しくはアクセルペダルとブレーキペダルが同時に踏み込まれた場合にブレーキ操作が優先される装置をいう。
- (2) 取付業者 自動車に急発進防止装置の取り付けを行う事業者をいう。
- (3) 申請者 当該補助金の交付を受けようとする者をいう。

(補助対象自動車)

第 3 条 補助の対象とする自動車（以下「補助対象自動車」という。）は次の各号のいずれにも該当する自動車とする。

- (1) 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 3 条に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車であつて、自動車検査証に自家用かつ乗用又は貨物の用途と記載されているもの
- (2) 自動車検査証の所有者又は使用者の名義が申請者であるもの
- (3) 使用の本拠の位置が町内であるもの

(補助対象経費)

第 4 条 補助対象経費は、申請時において所有又は使用している補助対象自動車への急発進防止装置の購入及びその取り付け（以下「補助事業」という。）に要した費用とする。

(補助対象者)

第 5 条 補助金の交付の対象とする者は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 町内に住所を有する者であつて、申請年度において満 65 歳以上である者
- (2) 自ら使用する目的で補助対象自動車へ急発進防止装置を取り付けた者
- (3) 有効な運転免許証を所持している者
- (4) 取付業者に依頼して、補助対象自動車に急発進防止装置を取り付けた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金は交付しない。

- (1) 町税その他義務的納金に滞納がある場合
- (2) 既にこの要綱の規定に基づく補助金の交付を受けている場合
- (3) 他の公的制度による同様の補助金の交付を受けており、その額が補助対象経費の額を超える場合

(補助金の額)

第6条 補助金の額は補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(この額に100円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。)とし、その上限は2万円とする。

(交付申請及び実績報告)

第7条 申請者は、飯島町自動車急発進防止装置取付費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して町長に申請及び報告するものとする。

- (1) 補助対象経費の内訳が明記されている領収書の写し(他の公的制度の補助を受けた場合はその補助金の額を明記すること)
- (2) 急発進防止装置の機能が確認できるものの写し
- (3) 補助事業実施後の状態を撮影した写真
- (4) 運転免許証の写し
- (5) 自動車検査証の写し

2 前項の申請及び実績報告は、補助事業の完了した日の属する年度の3月31日までに提出するものとする。

(交付の決定及び確定)

第8条 町長は、前条の規定による交付の申請及び実績報告があったときは、内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により、補助金の交付を決定したときは飯島町自動車急発進防止装置取付費補助金交付決定及び確定通知書(様式第2号)により、交付しないと決定したときは飯島町自動車急発進防止装置取付費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定通知を受けた者は、飯島町自動車急発進防止装置取付費補助金交付請求書(様式第4号)により、町長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の取消し)

第10条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定及び確定された補助金については、この要綱の規定は、同日後においても、なおその効

力を有する。

様式第1号（第7条関係）

様式第2号（第8条関係）

様式第3号（第8条関係）

様式第4号（第9条関係）